

R8 年度長沼地区 情報通信環境整備計画策定事業（試行調査）
RTKサービス・モニター利用申込書

私は、R8 年度長沼地区（情報通信環境整備計画策定事業・試行調査）における RTK サービスのモニター利用規約の内容を理解し同意の上、下記のとおり RTK サービスのモニターに応募します。

1 利用者名（契約者名）（法人や団体は、代表者名まで記入してください。）	
2 住所 〒 —	
3 電話番号（必ずつながる番号を記入してください。） 携帯 固定	4 メールアドレス
5 受信用携帯端末 （ <input type="checkbox"/> 携帯端末（スマートフォン）で受信 <input type="checkbox"/> 携帯端末不要 [ガイダンスで受信、ドローン等の場合] ）	
6 利用する機械・機器 <input type="checkbox"/> 後付け自動操舵システム <input type="checkbox"/> 自動操舵トラクター・ロボットトラクター <input type="checkbox"/> 自動操舵田植機・ロボット田植機 <input type="checkbox"/> ロボットコンバイン <input type="checkbox"/> ドローン <input type="checkbox"/> その他（ ）	
7 6 でチェックした機械・機器のメーカー/製品名 （ メーカー名： / 製品名： ）	
8 経営面積 ha	
9 想定する利用内容 <input type="checkbox"/> 代掻き <input type="checkbox"/> 田植え <input type="checkbox"/> 稲刈り <input type="checkbox"/> 肥料散布 <input type="checkbox"/> 農薬散布 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
10 現在利用している RTK サービス （ メーカー名： / 製品名： ）	

【申込留意事項】

- ① 裏面の利用規約を確認の上、書面への記入・申請を行ってください。
- ② 今回配布するユーザ ID・パスワードは試行調査用ですので、令和 9 年度以降は同じユーザ ID・パスワードはご利用できませんので、ご了承ください。
- ③ 本紙（利用申込書）は、令和 8 年 4 月 1 7 日（金）17：00 までに、以下までご提出ください。
提出先：ながぬま土地改良区

モニター利用規約

(趣旨)

第1条 令和7年度長沼地区情報通信環境整備計画策定事業での試行調査（以下、本調査）において提供するRTK地上基地局高精度位置測位情報（以下、RTKサービス）を利用する場合、利用を希望する者は以下の全ての条項に同意されることを条件に、利用を許諾する。また、RTKサービスの利用を希望する者は、この利用規約（以下、本規約）に同意のうえ、利用申請を行うものとする。

(利用申請)

第2条 RTKサービスの利用を希望する者は「R8年度長沼地区_情報通信環境整備事業施行調査RTKシステム利用申込書」（様式1）に必要事項を記入のうえ、ながぬま土地改良区へ提出するものとする。

(利用承諾)

第3条 申請された内容を精査し適切と認められる場合にRTKサービスの利用を承諾し、位置測位情報の受信に必要な情報を利用者へ発行するものとする。

(動作保証)

第4条 RTKサービスの発信及び受信に関する動作は完全性、確実性を保証するものではなく、動作の必要条件を満たす場合でも、利用者の利用環境において動作することを保証しない。また、不定期のメンテナンスなどで利用できない場合がある。

(利用者及び利用できる地域)

第5条 本調査における利用者及び利用できる地域は、RTKサービスの利用はながぬま土地改良区組合員のみ利用とする、原則として長沼町内でのみ利用するものとする。

(利用できる期間)

第6条 本調査で配布するRTKサービスの利用は、調査期間中のみとする。また、調査期間はID配布後、ながぬま土地改良区からの調査終了の公表までの期間とする。

(費用負担)

第7条 RTKサービスの利用料は無償とする。ただし、RTKサービスを利用した場合に発生する通信費等は自己負担とする。

(免責)

第8条 ながぬま土地改良区は、RTKサービスの利用または利用不能によって生じるあらゆる直接的・間接的損害に関して、一切の責任を負わないものとする。

(禁止事項)

第9条 利用者が、第三者に対してRTKサービスの接続に必要な情報を開示することを禁止する。

(サポート)

第10条 ながぬま土地改良区はRTKサービスに関する導入法、運用法等へのサポート及び障害・不具合への一切の責任を負わず、利用者の責任とする。

(本規約の変更)

第11条 ながぬま土地改良区は、利用者の事前の承諾を得ることなく、本規約を随時変更できるものとする。また、変更した内容について、利用者へ公表するものとする。

(その他)

本規約に定めのないものについては、協議により決定する。